

運 航 基 準

平成 18 年 10 月 1 日

最終改訂 令和 4 年 12 月 1 日

周 防 大 島 町

目 次

第 1 章	目的
第 2 章	運航の中止
第 3 章	船舶の航行

第1章 目 的

(目的)

第1条 この運航基準（以下「基準」という。）は、安全管理規程に基づき、久賀～前島航路、樽見～日前航路、伊保田～情島航路及び小松～笠佐島航路の一般旅客定期航路事業及び人の運送をする内航不定期航路事業並びに人の運送をする貨物定期航路事業における運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認められるときは、発航を中止しなければならない。

港 名 \ 気象・海象	風 速	波 高	視 程
久賀港、前島港、情島港、伊保田港、小松港及び笠佐港	10 m/s 以上	1.0 m 以上	300 m 以下
樽見港、楽ノ江港、江ノ浦港及び日前港	10 m/s 以上	1.2 m 以上	300 m 以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

久賀～前島航路 伊保田～情島航路	風 速 12 m/s 以上	波 高 1.2 m 以上
樽見～日前航路	風 速 13 m/s 以上	波 高 1.5 m 以上
小松～笠佐島航路	風 速 10 m/s 以上	波 高 1.0 m 以上

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により、安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのある、おおよその海上模様は、次に掲げるとおりとする。

久賀～前島航路 伊保田～情島航路 小松～笠佐島航路	風 速 10 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波 高 1.0 m以上
樽見～日前航路	風 速 10 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波 高 1.2 m以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

久賀～前島航路 伊保田～情島航路	風 速 12 m/s 以上	波 高 1.2 m以上
樽見～日前航路	風 速 13 m/s 以上	波 高 1.5 m以上
小松～笠佐島航路	風 速 10 m/s 以上	波 高 1.0 m以上

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

久賀～前島航路 伊保田～情島航路 小松～笠佐島航路	視 程 300 m以下
樽見～日前航路	視 程 800 m以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港、その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
久賀港、前島港、情島港、伊保田港、小松港及び笠佐港	10 m/s 以上	1.0 m以上	300 m以下
樽見港、楽ノ江港、江ノ浦港及び日前港	10 m/s 以上	1.2 m以上	500 m以下

- 2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌等に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して、次の配置を定めておくものとする。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線、その他必要と認める事項を常用海図に記入して、航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載の常用基準経路とする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次のとおりとする。

久賀～前島航路（主船）		
速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	2.0ノット	450rpm
微速	5.0ノット	650rpm
半速	10.0ノット	1,300rpm
全速	21.0ノット	2,600rpm
航海速力	17.0ノット	2,350rpm

樽見～日前航路（主船）		
速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	5.0ノット	510rpm
微速	7.0ノット	700rpm

半 速	9.0ノット	950rpm
全 速	18.5ノット	2,084rpm
航海速度	16.0ノット	1,900rpm

伊保田～情島航路（主船）		
速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	5.0ノット	500rpm
微 速	5.5ノット	650rpm
半 速	7.0ノット	1,000rpm
全 速	23.0ノット	2,700rpm
航海速度	12.0ノット	2,000rpm

小松～笠佐島航路		
速力区分	速 力	毎分機関回転数
最 微 速	2.0ノット	500rpm
微 速	3.0ノット	800rpm
半 速	5.0ノット	1,100rpm
全 速	18.0ノット	2,520rpm
航海速度	10.0ノット	1,800rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（通常連絡等）

第9条 運航管理者（船長）は、運航管理上必要があると認められるときは、運航管理補助者にその旨を連絡しなければならない。

- 2 運航管理補助者は、運航に関する安全情報等、運航管理者（船長）に連絡すべき事項が生じたときは、その都度、速やかに連絡するものとする。

（連絡方法）

第10条 船長と陸上等との連絡は、通常及び緊急時のいずれも携帯電話等により行うものとする。

（機器点検）

第11条 船長は入港着岸（桟）前、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第 12 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 19 年 7 月 20 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 30 年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、令和 4 年 12 月 1 日より実施する。